

「人」をつくる 教育

町では、3月に教育行政のおおもととなる「中山町の教育等の振興に関する大綱」を、
続いて6月には、学校の中でのいじめの防止等の対策をより実効的に進めるため、
「中山町いじめ防止基本方針」を策定しました。

前者は、教育行政の大黒柱となるものであり、後者は、児童生徒間のいじめをなくすための
具体的な取り組みを定めたものです。

(概要については、広報なかやま7月15日号に掲載しています。)

今回は、町の教育行政の中でこれらが今後どのように反映されて生かされていくのか、
また、現在、どのような形で進められているのかをお伝えします。

平成27年4月1日に教育委員会制度に係る改正法が施行され、今年3月末の前石川教育長の退職に伴い、町も新教育委員会制度の体制に移行しました。

新制度では、教育長は「町長が任命することになりました。これまでは町長が任命した教育委員の中から教育委員長が選ばれ、教育長については教育委員長を除く委員の中から、教育委員会が任命していました。新制度では教育委員長と教育長が一本化され、これにより、教育長は教育委員会の責任者として、さまざまな課題への迅速な対応が可能になりました。

教育大綱も、新教育委員会制度の柱のひとつで、教育や学術・文化の目標や施策の根本的な方針が盛り込まれているもので、町長と教育委員会が協議して町長が策定します。

ぶれない柱が大綱

今年の4月に、新教育長として就任した秋葉秀出男教育長は、新しい制度になったとはいえ、教育行政の基本が「人づくり」であることには変わりはない、と言います。

「学校教育、社会教育、文化財保護など、教育委員会が取り組む施策は、これまでと同じです。ただ、これまで以上に重要になってくるのは、時代や環境の変化に対応する視点です。『人が輝く教育、文化・スポー

ツのまちづくり』を目標とする大綱をぶれない大黒柱としながら、柔軟にそして積極的に施策を推進していきたい」

いじめは許さないという姿勢

6月に策定された「いじめ防止基本方針」は、今、まさに必要とされていたと言えるものです。

「各学校では、いじめに関するアンケート調査などを行い、校内の実態把握に努めています。子どもたちが安心して過ごせるはずの学校で、もしいじめがあるとしたら、とても悲しいことです。いじめの小さな芽を早く見つけて、速やかに対処しなくてはなりません。この基本方針で定めたことは単純明快です。それは、『いじめは絶対にしない、絶対に許さない、絶対に見逃さない』ということです。そのために、学校や子どもたちだけでなく、町・教育委員会、保護者の責務、そして町民の役割も示されています。明日を担う子どもたち一人ひとりが『いじめをしない生き方』をしっかりと身につけてほしい」

私たち町民としても、地域ぐるみでの見守りや、地区の行事へ子どもたちがたくさん参加できる環境を作るなど、人とかかわることの大切さを子どもたちに実感してもらおうお手伝いをする必要があるとされています。

秋葉秀出男教育長

中学校の新旧2つの校舎を望みながら、これからの教育行政や、「いじめ防止基本方針」に込めた思いを話してくれました。